

改正	昭和50年6月23日規則第42号 昭和55年3月29日規則第10号 昭和59年3月31日規則第30号 昭和61年1月27日規則第7号 昭和63年11月7日規則第107号 平成3年1月21日規則第6号 平成7年4月1日規則第32号 平成9年5月31日規則第101号 平成11年12月17日規則第134号 平成12年5月30日規則第237号 平成13年3月27日規則第17号 平成16年3月19日規則第22号 平成17年3月4日規則第2号 平成17年6月1日規則第66号 平成17年8月31日規則第86号 平成18年12月8日規則第155号 平成19年10月19日規則第103号 平成20年3月14日規則第10号 平成21年10月2日規則第83号 平成22年3月31日規則第41号 平成23年5月31日規則第31号 平成28年5月31日規則第79号	昭和53年4月1日規則第24号 昭和58年12月1日規則第84号 昭和60年3月30日規則第19号 昭和62年11月16日規則第89号 平成元年3月31日規則第68号 平成5年6月25日規則第46号 平成8年8月30日規則第78号 平成11年4月30日規則第60号 平成12年3月28日規則第80号 平成12年12月27日規則第289号 平成14年12月27日規則第119号 平成16年11月30日規則第127号 平成17年3月18日規則第15号 平成17年6月17日規則第73号 平成18年1月31日規則第3号 平成19年6月19日規則第69号 平成19年11月30日規則第108号 平成21年3月31日規則第48号 平成22年3月24日規則第17号 平成22年3月31日規則第45号 平成27年5月29日規則第63号
----	---	--

建築基準法施行細則をここに公布する。

建築基準法施行細則

建築基準法施行細則（昭和36年北海道規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）並びに北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和59年規則30号〕

（適用の除外）

第2条 この規則の規定は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域については、適用しない。

2 この規則の規定は、法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域に係る同条第1項又は第4項に規定する建築主事又は特定行政庁である市町村長が行う事務及びその事務に係る建築物又は工作物については、適用しない。

3 この規則の規定は、法第77条の18から第77条の21までの規定により国土交通大臣又は知事が指定した者が法第6条の2第1項又は第7条の2第4項の規定により行う事務については、第11条、第16条の2の2から第17条の2まで、第18条の2、第21条及び第25条の規定を除き適用しない。

一部改正〔平成11年規則60号・12年289号・19年69号・22年17号・28年79号〕

（建築主事の設置）

第3条 法第4条第5項の規定により、本庁並びに総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）に建築主事を置く。

一部改正〔平成9年規則101号・19年108号・22年45号〕

（建築主事の分掌事務）

第4条 総合振興局等に置かれた建築主事は、当該総合振興局等の所管区域（市の区域を含む。以下同じ。）内の次に掲げる建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）に係る法第6条第4項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）及び法第18条第3項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査（以下「審査」という。）の事務をつかさどる。ただし、法第6条の3第1項ただし書に規定する場合及び法第18条第4項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

（1）法第6条第1項第1号に掲げる建築物（同項第3号に掲げる建築物（第3号に掲げるものを除く。）に該当するものを除く。）

（2）法第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物

（3）法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、5階以下の建築物（増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替又は用途変更（以下この号において「増築等」という。）をしようとする場合においては、当該増築等を行おうとする部分が5階以下の階にのみ存する建築物）で、かつ、延べ面積（増築等をしようとする場合においては、当該増築等の部分の延べ面積）が5,000平方メートルを超えないもの

（4）政令第138条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる工作物

（5）政令第146条第1項各号に掲げる建築設備

2 総合振興局等に置かれた建築主事は、当該総合振興局等の所管区域内の前項各号に掲げる建築物等に係る法第7条第4項（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の3第4項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）、第18条第17項（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第20項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下「完了検査等」という。）並びに法第7条の6第1項第2号及び第18条第24項第2号（法第87条の2又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定（次条第2項において「仮使用認定」という。）の事務をつかさどる。

3 本庁に置かれた建築主事は、前2項の規定により総合振興局等に置かれた建築主事の権限に属することとされた事務以外の事務をつかさどる。

一部改正〔昭和50年規則42号・53年24号・59年30号・平成9年101号・11年60号・12年237号・19年69号・108号・22年45号・27年63号〕

（分掌事務の特例）

第5条 1件の確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の内容に前条第1項各号に掲げる建築物等と当該建築物等以外のものが含まれている場合における確認又は審査の事務は、前条第1項の規定にかかわらず、本庁に置かれた建築主事がつかさどるものとする。

2 1件の法第7条第1項（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第7条の3第1項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請若しくは法第18条第16項（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第18条第19項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知又は仮使用認定の申請の内容に前条第1項各号に掲げる建築物等と当該建築物等以外のものが含まれている場合における完了検査等又は仮使用認定の事務は、前条第2項の規定にかかわらず、本庁に置かれた建築主事がつかさどるものとする。

3 知事は、建築主事に事故が生じた場合その他必要がある場合は、当該建築主事のつかさどるべき事務を知事の指定する建築主事につかさどらせることができる。

一部改正〔昭和50年規則42号・平成9年101号・19年108号・27年63号〕

（建築監視員）

第5条の2 知事は、法第9条の2の規定により、本庁及び総合振興局等ごとに、当該本庁又は総合

振興局等の職員のうちから建築監視員を任命する。

追加〔平成22年規則41号〕

第5条の3 総合振興局等の建築監視員は、当該総合振興局等の所管区域内において、法第9条第7項及び第10項（法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに法第12条第5項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する権限（次項の規定により本庁の建築監視員が行うこととされた権限を除く。）を行うものとする。

2 本庁の建築監視員は、本庁に置かれた建築主事が確認済証を交付した建築物であつて、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものに係る法第9条第7項及び第10項（法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに法第12条第5項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する権限を行うものとする。

追加〔平成22年規則41号〕

（総合振興局長等への委任）

第6条 次に掲げる事務は、総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に委任する。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる建築物等に係る法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定に関する事務
- (2) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する事務
- (3) 法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る事務（知事が告示で定めるものに限る。）
- (4) 法第48条第14項の規定による意見の聴取に関する事務
- (5) 法第55条第2項の規定による第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の認定に関する事務
- (6) 法第57条第1項の規定による高架の工作物内に設ける建築物等の認定に係る事務
- (7) 法第73条第1項、第74条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）、第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）若しくは第76条の3第2項の規定による認可又は法第73条第2項（法第74条第2項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第74条の2第4項若しくは第76条第2項の規定による公告に関する事務
- (8) 法第85条第3項又は第5項の規定による応急仮設建築物の存続の許可又は仮設建築物（第4条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に該当するものに限る。）の建築の許可に関する事務
- (9) 法第86条第1項若しくは第2項の規定による一敷地内認定建築物の認定、法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の認定、法第86条の5第2項の規定による認定の取消し又は法第86条第8項（同条第3項又は第4項の規定による許可に係るものを除く。）、第86条の2第6項（同条第2項又は第3項の規定による許可に係るものを除く。）若しくは第86条の5第4項（同条第3項の規定による許可の取消しに係るものを除く。）の規定による当該建築物についての公告等に関する事務
- (10) 法第86条の6第2項の規定による1団地の住宅施設の認定に関する事務
全部改正〔昭和53年規則24号〕、一部改正〔昭和59年規則30号・62年89号・平成5年46号・9年101号・11年60号・12年237号・14年119号・17年66号・19年69号・108号・22年45号・23年31号・27年63号〕

（市町村長の意見の聴取）

第7条 知事は、法、政令、省令、条例及びこの規則（第15条から第16条の2までを除く。）による知事若しくは総合振興局長等又は建築主事への申請等があった場合において、必要があるときは、当該申請等の内容に関し市町村長に意見を求めるものとする。

全部改正〔平成12年規則80号〕、一部改正〔平成22年規則45号・28年79号〕

（工事監理者の表示）

第8条 建築主は、法第5条の6第1項に規定する工事をする場合は、省令第11条に規定する工事現

場における確認の表示の様式に、工事監理者である建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。以下同じ。）の氏名及び登録番号並びに当該建築士が所属する建築士事務所（同法に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所をいう。以下同じ。）の名称及び登録番号（当該建築士が建築士事務所に属している場合に限る。）を表示するものとする。

一部改正〔昭和59年規則30号・平成11年60号・17年66号・22年17号・27年63号〕

（申請書の作成）

第9条 建築主事又は知事若しくは総合振興局長等に提出する確認申請書（計画変更確認申請書を含む。以下同じ。）、構造計算適合性判定申請書、計画通知書、中間検査申請書、特定工程工事終了通知書、完了検査申請書、工事完了通知書、許可申請書（法第86条第3項又は第4項の規定に係るものを除く。）又は認定申請書（法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の6第2項の規定に係るものを除く。）は、政令第1条第1号に定める敷地ごとに作成しなければならない。

一部改正〔昭和62年規則89号・平成5年46号・11年60号・14年119号・22年45号・27年63号〕

（確認申請書等の添付書類）

第10条 条例第6条の2の規定の適用を受ける建築物に係る確認申請書又は計画通知書には、その計画に係る建築物の敷地とがけ（高さ2メートルを超えるものに限る。）との状況を示す断面図（当該がけの形状又は土質についても記載してあるもの）を添付しなければならない。

- 2 工場若しくは危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物又は政令第138条第3項第1号若しくは第5号に掲げる工作物に係る確認申請書又は計画通知書には、別記第1号様式の工場・危険物調書を添付しなければならない。
- 3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書若しくは第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて増築し、若しくは用途を変更する場合又は法第51条に規定する建築物について政令第130条の2の3第1項各号に定める規模の範囲内において、増築し、又は用途を変更する場合における確認申請書又は計画通知書には、別記第2号様式の既存建築物実態調書を添付しなければならない。
- 4 法第86条の7に規定する建築物について政令第137条の2から第137条の15までに定める範囲内において、増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替えをする場合における確認申請書又は計画通知書には、別記第2号様式の既存建築物実態調書を添付しなければならない。
- 5 法第87条第3項第3号に規定する建築物について政令第137条の19第2項に定める範囲内において、用途を変更する場合における確認申請書又は計画通知書には、別記第2号様式の既存建築物実態調書を添付しなければならない。

全部改正〔昭和59年規則30号〕、一部改正〔平成5年規則46号・11年60号・17年73号・19年103号・27年63号〕

（建築物の建築に関する確認の特例）

第11条 政令第10条第3号ハ又は第4号ハの規定により、条例の規定のうち規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- （1）政令第10条第3号に規定する建築物 条例第11条、第12条、第17条、第19条、第35条第2項及び第3項並びに第36条の規定
- （2）政令第10条第4号に規定する建築物 条例第11条、第12条、第17条第1項及び第3項、第19条、第35条第3項（第3号を除く。）並びに第44条の規定

追加〔昭和59年規則30号〕、一部改正〔平成12年規則237号・289号・13年17号・19年69号〕

（名義変更届、取下届及び取りやめ届）

第12条 許可（第24条第2項に規定する許可を除く。以下この項及び第3項において同じ。）、認定（第24条第1項に規定する認定並びに第24条の2第1項に規定する認定及び変更の認定を除く。以下この項において同じ。）又は確認を受けた建築主は、法第7条第5項（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証の交付を受ける前（応急仮設建築物及び仮設建築物に係る存続の許可の場合にあっては、その存続期間の満了する前）に

その名義を変更したときは、遅滞なく、新たに建築主となった者と連署の上、別記第3号様式の名義変更届出書を、許可又は認定に係る場合にあっては当該許可又は認定をした知事又は総合振興局長等に、確認に係る場合にあっては当該確認をした建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主は、許可、認定（変更の認定を含む。以下この項において同じ。）、認可、指定又は確認を受けようとして提出した申請書を当該許可等の通知書又は確認済証の交付を受ける前に取り下げるときは、別記第4号様式の取下届出書を、許可、認定、認可又は指定に係る場合にあっては当該許可等の申請書を提出した知事又は総合振興局長等に、確認に係る場合にあっては当該確認申請書を提出した建築主事に提出しなければならない。
- 3 建築主は、許可又は確認を受けた行為を取りやめたときは、遅滞なく、別記第5号様式の取りやめ届出書を、許可に係る場合にあっては当該許可をした知事又は総合振興局長等に、確認に係る場合にあっては当該確認をした建築主事に提出しなければならない。
- 4 建築主は、第1項又は前項の届出書を提出する場合は、許可等の通知書又は確認済証を添付しなければならない。

一部改正〔昭和50年規則42号・平成9年101号・11年60号・12年237号・14年119号・17年66号・73号・19年108号・22年45号〕

（確認済証等交付証明）

第13条 法第6条第4項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）若しくは第18条第3項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認済証の交付、法第7条第5項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）若しくは第18条第18項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付又は法第7条の3第5項若しくは第18条第21項の規定に基づく中間検査合格証の交付に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第6号様式の申請書により建築主事に申請しなければならない。

- 2 前項の証明書は、別記第6号様式によるものとする。

全部改正〔平成21年規則48号〕、一部改正〔平成27年規則63号〕

（違反建築物の公告）

第14条 法第9条第13項の標識は、別記第7号様式によるものとする。

（特定建築物の定期報告）

第15条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物に係る省令第5条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物にあっては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
- (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院、診療所又は児童福祉施設等（政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。）の用途に供するものに限る。）にあっては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
- (3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。）にあっては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
- (4) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。）にあっては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
- (5) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（体育館の用途に供するものに限る。）にあっては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
- (6) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（政令第115条の3第2号に掲げるものの用途に供するものに限る。）にあっては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
- (7) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物にあっては、毎年4月1日から9月30日まで

- 2 法第12条第1項の特定行政庁が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分がそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当するもの（同項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物を除く。）とし、当該特定建築物に係る省令第5条第1項の特定行政庁が定める報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	要件	報告の時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。） 2 床面積（客室又は集会室の部分に限る。）が200平方メートルを超えるもの	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が500平方メートル（児童福祉施設等で収容施設のないものにあつては1,000平方メートル）を超えるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
ホテル又は旅館	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
下宿、共同住宅又は寄宿舎	3階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
学校又は体育館	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
事務所その他これに類するもの	5階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
備考	この表の左欄に掲げる用途のうちの複数の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。	

3 法第12条第1項の規定による報告は、当該報告の日前3月以内に調査し、作成したものによつてしなければならない。

一部改正〔昭和55年規則10号・61年7号・平成5年46号・11年60号・16年22号・18年155〕

号・20年10号・28年79号]

(特定建築設備等の定期報告)

第16条 法第12条第3項の特定行政庁が指定する特定建築設備等は、前条第2項の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる要件に該当するものに設けられた機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。）、機械排煙設備（法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設けられた非常照明装置に限る。）とする。

2 省令第6条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機にあっては、前回の報告の日（建築主が当該昇降機を新たに設置した場合における最初の報告（省令第6条第1項の規定により除かれた時期の直後のものをいう。）にあっては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日）の属する月の2月前の月の1日から当該属する月の2月後の月（この月が報告すべき年の次の年に属することとなる場合にあっては、報告すべき年の12月）の末日まで

(2) 政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備にあっては、4月1日から9月30日まで

(3) 前項の特定建築設備等にあっては、4月1日から9月30日まで

3 法第12条第3項の規定による報告は、報告の日前3月以内に検査し、作成したのものによってしなければならない。

一部改正〔昭和55年規則10号・61年7号・平成11年60号・12年237号・289号・16年22号・17年66号・73号・19年69号・20年10号・28年79号〕

(工作物の定期報告)

第16条の2 省令第6条の2の2第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

(1) 政令第138条第2項第1号に掲げるものにおいて、4月1日から9月30日まで

(2) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げるものにおいて、4月1日から6月30日まで

2 法第88条第1項において準用する法第12条第1項又は第3項の規定による報告は、当該報告の日前3月以内に検査し、作成したのものによってしなければならない。

追加〔平成28年規則79号〕

(尿（し）尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障がある区域の指定)

第16条の2の2 政令第32条第1項第1号の表の規定する尿（し）尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、北海道全域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画のある区域で特に知事が認めるものを除く。）とする。

追加〔昭和59年規則30号〕、一部改正〔平成12年規則289号・28年79号〕

(多雪区域外の区域の建築設備等の構造計算の基準)

第16条の3 多雪区域外の区域の建築設備のうち法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）につき条例第21条第2項に規定する構造計算をするときは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 屋上水槽等及びその支持構造部、屋上水槽等の支持構造部への取付け部分並びに屋上水槽等又はその支持構造部の建築物の構造耐力上主要な部分への取付け部分は、荷重及び外力によって当該部分に生ずる力（次の表に掲げる式によって計算した長期及び短期の各力をいう。）に対して安全上支障のないことを確認すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	計算式	備考
長期に生	常時	G + P	

ずる力	積雪時	$G + P + S$	
短期に生ずる力	積雪時	$G + P + S$	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、水等の重量を積載荷重から除くものとする。
	暴風時	$G + P + W$	
		$G + P + 0.5 S + W$	
地震時	$G + P + 0.5 S + K$		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 屋上水槽等及びその支持構造部の固定荷重によって生ずる力
P 屋上水槽等の積載荷重によって生ずる力
S 政令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
W 風圧力によって生ずる力

風圧力によって生ずる力を計算する場合において、風圧力は、次のアによる速度圧に次のイに定める風力係数を乗じて計算した数値とするものとする。ただし、屋上水槽等又はその支持構造部の前面にルーバー等の有効な遮へい物がある場合においては、当該数値から当該数値の4分の1を超えない数値を減じた数値とすることができる。

ア 速度圧は、政令第87条第2項の規定に準じて定めること。この場合において、同項中「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「屋上水槽等又はその支持構造部の地盤面からの高さ」と読み替えるものとする。

イ 風力係数は、政令第87条第4項の規定に準じて定めること。

K 地震力によって生ずる力

地震力によって生ずる力を計算する場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、屋上水槽等又は屋上水槽等の部分の転倒、移動等による危害を防止するための有効な措置が講じられている場合にあつては、当該数値から当該数値の2分の1を超えない数値を減じた数値とすることができる。

$$P = k w$$

（この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

P 地震力（単位 ニュートン）
k 水平震度（政令第88条第1項に規定するZの数値に1.0以上の数値を乗じて得た数値とする。）
w 屋上水槽等及びその支持構造部の固定荷重と屋上水槽等の積載荷重との和に積雪荷重を加えた数値（単位 ニュートン）

(2) 屋上水槽等又はその支持構造部が緊結される建築物の構造上主要な部分は、屋上水槽等又はその支持構造部から伝達される力に対して安全上支障のないことを確認すること。

2 多雪区域外の区域の法第88条第1項に規定する工作物のうち、政令第138条第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）につき条例第21条第2項に規定する構造計算をするときは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 工作物等の構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	計算式
長期に生ずる力	常時	$G + P$
	積雪時	$G + P + S$
短期に生ずる力	積雪時	$G + P + S$
	暴風時	$G + P + W$
		$G + P + 0.5 S + W$

	地震時	G + P + 0.5S + K
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。		
G	工作物等の固定荷重によって生ずる力	
P	工作物等の積載荷重によって生ずる力	
S	政令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力	
W	政令第87条に規定する風圧力によって生ずる力（風圧力によって生ずる力を計算する場合において、同条中「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「工作物等の高さ」と読み替えるものとする。）	
K	地震力によって生ずる力	
地震力によって生ずる力を計算する場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。		
$P = k w$		
（この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。		
P	地震力（単位 ニュートン）	
k	水平震度（政令第88条第1項に規定するZの数値に0.5以上の数値を乗じて得た数値とする。）	
w	工作物等の固定荷重と積載荷重との和に積雪荷重を加えた数値（単位 ニュートン）	

(2) 前号の規定によって計算した構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

(3) 工作物等の地下部分については、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。構造耐力上安全であることを確かめる場合において、地下部分に作用する地震力は、工作物等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。

（この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 水平震度

H 工作物等の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（20を超えるときは20とする。）（単位 メートル）

Z 政令第88条第1項に規定するZの数値）

追加〔平成12年規則289号〕、一部改正〔平成19年規則69号・27年63号〕

（積雪荷重）

第17条 政令第86条第2項ただし書の規定により、多雪区域を別表第1のとおり指定する。

2 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、政令第86条第2項本文の規定にかかわらず、積雪1センチメートルごとに1平方メートルにつき、30ニュートン以上とする。

3 政令第86条第3項に規定する垂直積雪量の数値は、別表第2のとおりとする。

4 政令第86条第4項に規定する屋根の積雪荷重の数値を計算すべき場合における同条第1項の積雪荷重に乗ずべき数値は、次の表の左欄に掲げる屋根ふき材による場合に限り、当該屋根ふき材に応じ、当該右欄に掲げる算式によって計算したものとすることができる。

屋根ふき材の種類	算式
金属板	$y = 1.62 - 0.03 a$
繊維強化セメント板又はこれに類する材料で平滑にふいた場合	$y = 1.50 - 0.025 a$
この表において、y及びaは、それぞれ次の数値を表わすものとする。	
y	積雪荷重に乗ずべき数値
a	屋根の勾（こう）配（単位 度）

(防寒構造)

第17条の2 条例第11条又は第13条に規定する規則で定める防寒構造は、次に掲げるところによる。

(1) ア又はイに掲げる要件に該当すること。

ア 次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 住宅（重ね建住宅、連続建住宅及び共同住宅にあつては、住戸。以下この条において同じ。）の熱損失係数（内外の温度差が1度である場合において、1平方メートル当たり流出する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）は、別表第3に掲げる地域の区分に応じ、次の表の熱損失係数の項に掲げる数値以下とすること。ただし、住宅の年間暖冷房負荷（1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をメガジュールで表した数値を、住宅の床面積の合計を平方メートルで表した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）を、別表第3に掲げる地域の区分に応じ、次の表の年間暖冷房負荷の項に掲げる数値以下とする場合にあつては、この限りでない。

別表第3に掲げる地域の区分	I	II
熱損失係数	1.8	2.7
年間暖冷房負荷	470	610

(イ) 住宅の床面積1平方メートル当たり相当隙間面積を5.0平方センチメートル以下とすること。

イ 次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通ずる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆つたもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、別表第3に掲げる地域の区分に応じ、断熱、結露防止及び気密のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

- a 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- b 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- c 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

(イ) 軀（く）体（屋根又はその直下の天井、外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）を（ア）に定めるところにより断熱構造とする場合にあつては、軀（く）体の設計、断熱材の施工及び気密層（気密性の高い材で構成される層をいう。）の施工について、別に定める基準によること。

(ウ) 開口部を（ア）に定めるところにより断熱構造とする場合にあつては、開口部の熱貫流率（内外の温度差が1度である場合において、1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）並びに開口部の建具の性能及び施工について、別に定める基準によること。

(2) 住宅における適正な換気量を確保するため、換気回数を住宅全体で1時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気（生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。以下同じ。）のための換気計画（新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことができる外気をいう。）の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気（汚染物質が発生する場所の局部的な換気をいう。）のための計画をいう。）を策定し、当該計画に基づいた設計及び施工を行うこと。

2 前項第1号ア（ア）の熱損失係数及び年間暖冷房負荷並びに同号ア（イ）の床面積1平方メートル当たり相当隙間面積の算出方法は、別に定めるところによる。

追加〔平成12年規則289号〕、一部改正〔平成14年規則119号〕

(道路の位置の指定の申請等)

第18条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする場合又は当該指定を受けた道路の位置を変更し、若しくは当該道路を廃止しようとする場合は、別記第10号様式の指定(変更・廃止)申請書正副3通によってしなければならない。

- 2 前項の規定により指定申請書又は変更申請書を提出した者は、当該申請に係る道路の位置を、砂利敷、石標の埋設、側溝の築造その他のこれらに類する行為により明らかにした場合は、別記第10号様式の2の工事中間報告書を提出しなければならない。
- 3 法第42条第1項第5号に規定する道路を築造した者は、当該道路の屈曲する箇所及び両端の両側に断面10センチメートル角、長さ45センチメートル以上のコンクリートくい又は石標を埋設してその位置を標示しておかなければならない。ただし、側溝その他の施設により当該道路の位置が明らかである場合又は当該道路の土地の状況によりその位置を標示し難い場合は、この限りでない。

一部改正〔平成11年規則60号〕

(百貨店と道路との関係)

第18条の2 条例第27条に規定する知事が安全上支障がないものとして規則で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- (1) 敷地の外周の5分の1以上が道路に面すること。
 - (2) 建築物の主要な出入口の存する面と異なる面に、避難上有効な出入口(避難上有効な位置にあり、かつ、避難上有効な幅を有する出入口をいう。以下同じ。)を1つ以上設けること。
 - (3) 避難上有効な出入口が、道路に有効に通ずる幅員6メートル以上の敷地内通路に面すること。
 - (4) 敷地には、前号に規定する敷地内通路の出入口のほか、道路に有効に通ずる幅6メートル以上の出入口を設けること。
- 2 法第43条第1項ただし書の規定により特定行政庁の許可を受けた百貨店に対する前項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号、第3号及び第4号中「道路」とあるのは、「法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道又は道路若しくは道に通ずる通行可能な空地若しくは通路」とする。

追加〔平成12年規則289号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

(建築物の建築等に係る許可申請)

第19条 次に掲げる許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書正副4通(第21号の許可の場合にあっては、3通)に、省令第1条の3第1項の表1の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに知事が別に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 法第43条第1項ただし書の規定による許可
- (2) 法第44条第1項第2号又は第4号の規定による許可
- (3) 法第47条ただし書の規定による許可
- (4) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可
- (5) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可
- (6) 法第52条第10項、第11項又は第14項各号の規定による許可
- (7) 法第53条第4項又は第5項第3号の規定による許可
- (8) 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可
- (9) 法第55条第3項各号の規定による許可
- (10) 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可
- (11) 法第57条の4第1項ただし書の規定による許可
- (12) 法第59条第1項第3号又は第4項の規定による許可
- (13) 法第59条の2第1項の規定による許可

- (14) 法第60条の2第1項第3号の規定による許可
 - (15) 法第60条の3第1項ただし書の規定による許可
 - (16) 法第67条の3第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可
 - (17) 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定による許可
 - (18) 法第68条の3第4項の規定による許可
 - (19) 法第68条の5の3第2項の規定による許可
 - (20) 法第68条の7第5項の規定による許可
 - (21) 法第85条第3項又は第5項の規定による許可
- 2 工場又は危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物に係る前項第4号、第5号又は第21号の許可についての許可申請書には、別記第1号様式の工場・危険物調書を添付しなければならない。
- 3 増築し、及び用途を変更する場合に係る第1項第4号又は第5号の許可についての許可申請書には、別記第2号様式の既存建築物実態調書を添付しなければならない。
- 一部改正〔昭和53年規則24号・59年30号・62年89号・平成3年6号・5年46号・7年32号・11年60号・12年289号・14年119号・17年66号・19年103号・27年63号〕
- (工作物の築造に係る許可申請)
- 第19条の2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書又は法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第4項に規定する許可申請書正副4通に、省令第3条第2項の表の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図並びに知事が別に定める書類を添付しなければならない。
- 2 政令第138条第3項第1号又は第5号に掲げる工作物に係る前項に規定する許可についての許可申請書には、別記第1号様式の工場・危険物調書を添付しなければならない。
- 追加〔昭和50年規則42号〕、一部改正〔昭和59年規則30号・平成5年46号・11年60号・19年103号〕
- (認定申請)
- 第19条の3 次に掲げる認定を受けようとする場合は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書(第1号及び第14号から第20号までの認定に係る申請書を除く。)又は別記第11号様式の認定申請書(第1号及び第14号から第20号までの認定に係る申請書に限る。)正副4通(第3号、第4号及び第11号の認定の場合にあっては、3通)に、省令第1条の3第1項の表1の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに知事が別に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 法第3条第1項第4号の規定による認定
 - (2) 法第44条第1項第3号の規定による認定
 - (3) 法第55条第2項の規定による認定
 - (4) 法第57条第1項の規定による認定
 - (5) 法第68条第5項の規定による認定
 - (6) 法第68条の3第1項から第3項まで又は第7項の規定による認定
 - (7) 法第68条の4第1項の規定による認定
 - (8) 法第68条の5の2の規定による認定
 - (9) 法第68条の5の5第1項又は第2項の規定による認定
 - (10) 法第68条の5の6の規定による認定
 - (11) 法第86条の6第2項の規定による認定
 - (12) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定
 - (13) 政令第137条の16第2号の規定による認定
 - (14) 条例第4条第1項ただし書(条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定
 - (15) 条例第6条ただし書の規定による認定

- (16) 条例第23条ただし書の規定による認定
- (17) 条例第33条第1項ただし書の規定による認定
- (18) 条例第48条の規定による認定
- (19) 条例第49条第1項又は第2項の規定による認定
- (20) 条例第60条の8の規定による認定

追加〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成11年規則134号・12年289号・14年119号・17年66号・19年103号・27年63号〕

(許可内容等の変更)

第20条 前3条に掲げる許可若しくは認定(前条第1号の認定を除く。)、第24条第1項に規定する認定若しくは同条第2項に規定する許可若しくは第24条の2に規定する認定若しくは変更の認定を受けた建築物若しくは工作物又は第22条に規定する指定を受けた特例敷地について、当該許可若しくは認定若しくは変更の認定又は指定に係る内容を変更しようとする者は、別記第12号様式の許可等内容変更承認申請書正副4通(第19条第1項第21号の許可又は前条第3号、第4号若しくは第11号若しくは第24条第1項に規定する認定の場合にあつては、3通)に、変更前の建築物若しくは工作物又は特例敷地に係る許可若しくは認定又は指定の通知書及びその変更内容を明らかにした設計図書を添付して当該許可若しくは認定又は指定をした知事又は総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設計図書の記載事項に変更がない場合は、当該設計図書の添付を要しない。

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成12年規則237号・14年119号・17年66号・19年69号・103号・22年45号・27年63号〕

(角地等の指定)

第21条 法第53条第3項第2号の知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

- (1) 2の道路によってできた角敷地のうちそれぞれの道路の幅員が6メートル以上で、かつ、その和が18メートル以上であり、当該道路によって生ずる内角が135度以下のものであって、その敷地の周囲の長さの3分の1以上の当該道路に接しているもの
- (2) 2の道路にはさまれた敷地のうちそれぞれの道路の幅員が6メートル以上で、かつ、その和が18メートル以上であり、その敷地の周囲の長さの3分の1以上が当該道路に接し、かつ、その8分の1以上がそれぞれの道路に接するもの
- (3) 幅員が6メートル以上の道路及び公園、広場、河川等に接する敷地であつて、前各号に準ずるもの

一部改正〔昭和53年規則24号〕

(特例容積率の限度の指定又は指定の取消し)

第22条 法第57条の2第3項の規定による指定又は法第57条の3第2項の規定による指定の取消しに係る申請書の提出部数は、正副4通とする。

2 前項の指定の申請に係る省令第10条の4の4第1項第3号に掲げる書面又は前項の指定の取消しの申請に係る省令第10条の4の7第1項第2号に掲げる書面は、別記第13号様式とする。

追加〔平成17年規則66号〕、一部改正〔平成17年規則73号・19年69号〕

(建築協定の認可等の申請)

第23条 法第70条第1項、第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)若しくは第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)又は第76条の3第2項の規定により建築協定の認可又はその変更若しくは廃止の認可を受けようとする場合は、別記第14号様式の認可(変更・廃止)申請書正副3通に次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定区域並びに建築協定区域内の地形及び地物を表示した図面
- (3) 法第70条第2項(法第74条第2項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の合意を証する書面
- (4) その他知事が必要と認める図書

一部改正〔昭和53年規則24号・平成11年134号〕

(借地権の消滅の届出)

第23条の2 法第74条の2第3項の規定による届出は、別記第14号の2様式によってするものとする。

追加〔昭和53年規則24号〕、一部改正〔平成11年規則60号〕

(一の敷地とみなすこと等による建築物の認定又は許可及び認定又は許可の取消し)

第24条 法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条の5第2項の規定による認定の取消しに係る申請書の提出部数は、正副3通とする。

2 法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可又は法第86条の5第3項の規定による許可の取消しに係る申請書の提出部数は、正副4通とする。

3 第1項の認定又は認定の取消し申請に係る省令第10条の16第1項第3号又は第10条の21第1項第2号の規定による書面は、別記第15号様式によるものとする。

4 第2項の許可又は許可の取消し申請に係る省令第10条の16第1項第3号若しくは第3項第2号又は第10条の21第1項第2号の規定による書面は、別記第16号様式によるものとする。

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成14年規則119号・17年66号〕

(既存不適格建築物の2以上の工事の全体計画の認定又は変更の認定)

第24条の2 法第86条の8第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による変更の認定に係る申請書の提出部数は、正副4通とする。

2 前項の認定又は変更の認定の申請に係る省令第10条の23第1項第1号ハに掲げる書面は、別記第2号様式とする。

3 省令第10条の23第6項の規則で定める図書及び書類は、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しとする。

追加〔平成17年規則66号〕、一部改正〔平成17年規則73号・27年63号〕

(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)

第25条 政令第130条の12第5号の規則で定める建築物の部分は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する敷地内の部分とする。

追加〔昭和62年規則89号〕、一部改正〔平成11年規則60号〕

(報告に関する書類の保存期間)

第26条 省令第6条の3第5項第2号の特定行政庁が定める期間は、同条第2項第7号から第9号までの書類の提出を受けた日から同日後最初に到来する第15条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項に規定する報告の時期の期間の末日(当該期間内に省令第6条の3第2項第7号から第9号までの書類の提出がなかったときは、当該書類の提出を受けた日)又は当該報告に係る建築物等が滅失し、若しくは除却された日のいずれか早い日までの期間とする。

追加〔平成19年規則69号〕、一部改正〔平成28年規則79号〕

(磁気ディスク等による手続)

第27条 省令第11条の3第1項に規定する磁気ディスク等による手続を行うことができる区域は、北海道全域とする。

追加〔平成7年規則32号〕、一部改正〔平成11年規則60号・17年73号・19年69号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第7条の規定は、昭和48年4月1日から施行する。

2 支庁に置かれる建築主事の分掌する事務の範囲及び知事若しくは支庁長又は建築主事に提出する書類については、この規則による改正前の建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第3条から第5条までの規定は、昭和48年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。)附則第13項の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する都市計画区域でこの規則の施行の際現に存するものの内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその部分については、昭和48年12月31日(その日前に改正法による改正後の都市計画法(以下「改正後の都市計画法」という。)第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、第19条(第3号及び第5号から第7号までに限る。)の規定は、適用せず、改正前の規則第9条(第2号及び第4号に限る。)及び第10条第1項の規定は、なおその効力を有する。

- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいてした手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則によってしたものとみなす。
- 5 この規則の施行後最初に行う法第12条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に定める年から施行する。
- (1) 第15条第1項の表の(い)欄の(3)項、(4)項及び(6)項に掲げる用途に供する建築物にあっては、昭和48年
 - (2) 第15条第1項の表の(い)欄の(1)項に掲げる用途に供する建築物にあっては、昭和49年
 - (3) 第15条第1項の表の(い)欄の(2)項及び(5)項に掲げる用途に供する建築物にあっては、昭和50年
 - (4) 第16条第1項各号及び第2項各号に掲げる建築設備等にあつては、昭和48年
- 6 法第12条第1項及び第2項の規定による報告であつて昭和48年に報告することとされているものに係る当該報告の時期は、第15条第2項及び第16条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から昭和48年12月31日までの期間とする。
- 7 昭和47年1月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に第16条第1項第1号又は第2号に掲げる建築設備を新たに設けて法第7条第3項(法第87条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する検査済証の交付を受けた場合における当該建築設備に係る法第12条第2項の規定による最初の報告の時期は、昭和49年1月1日から昭和49年12月31日までとする。
- 8 この規則の施行の際現に存する建築物又は建築物の部分であつて、昭和46年1月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に用途地域、高度利用地区又は防火地域に関する改正後の都市計画法第4条第2項に規定する都市計画の決定又は変更により法第48条第1項から第8項まで、第52条第1項、第59条第1項又は第61条の規定に適合しなくなったものの所有者又は管理者は、当該決定又は変更の日における当該建築物又は建築物の部分の状況を、この規則の施行の日から30日以内に知事に届け出なければならない。

附 則(昭和50年6月23日規則第42号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に存する工作物であつて、この規則の施行の日の前日までの間に用途地域に関する都市計画の決定又は変更により法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第6項までの規定に適合しなくなったものの所有者又は管理者は、昭和50年4月1日(当該決定又は変更の日が同日後である場合には、当該決定又は変更の日)における当該工作物の状況を、この規則の施行の日から30日以内に知事に届け出なければならない。

附 則(昭和53年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月29日規則第10号)

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に行う建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に定める年から施行する。
- (1) この規則による改正後の建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第15条第1項の表の(い)欄に掲げる用途に供する建築物であつて地下街に存するもの(床面積の合計が1,500平方メートル以下の地下街に存するものを除く。以下「地下街建築物」という。)にあつては、昭和55年
 - (2) 改正後の規則第15条第1項の表の(い)欄の(2)項、(5)項及び(7)項に掲げる用途に供する建築物(地下街建築物を除く。)にあつては、昭和55年(同表の(い)欄の(2)項に掲げる病院、診療所の用途に供する建築物(地下街建築物を除く。)にあつては、昭和58年)
 - (3) 改正後の規則第15条第1項の表の(い)欄の(1)項及び(4)項に掲げる用途に供する建築物(地下街建築物を除く。)にあつては、昭和56年
 - (4) 改正後の規則第15条第1項の表の(い)欄の(3)項及び(6)項に掲げる用途に供する建築物(地下街建築物を除く。)にあつては、昭和57年
 - (5) 改正後の規則第16条第1項各号及び第2項各号に掲げる建築設備等にあつては、昭和55年

附 則(昭和58年12月1日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日規則第30号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第19号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月27日規則第7号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月16日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年11月7日規則第107号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年1月21日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月25日規則第46号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日）までの間は、この規則による改正前の建築基準法施行細則第6条第2号、第10条第3項、第19条第1項第3号、第19条の2第22条及び第25条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成7年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年8月30日規則第78号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年5月31日規則第101号）

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定によりされている申請その他の行為でこの規則の施行の日において当該行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月30日規則第60号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日規則第134号）

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第80号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月30日規則第237号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規則第289号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条第3項の改正規定（「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分に限る。） 平成

13年1月6日

- (2) 別表第1及び別表第2の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成13年4月1日
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によりされている確認の申請又は法第18条第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定によりされている通知に係る建築物又は同項に規定する工作物(以下「工作物」という。)の計画及びこれに基づき建築された建築物又は築造された工作物に対する確認、検査等の基準については、この規則による改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行前に法第6条第1項又は法第18条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により確認を受けた建築物又は工作物の計画であって、この規則の施行の際当該工事に着手していないものに基づき建築された建築物又は築造された工作物に対する検査等の基準については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月27日規則第17号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第11条の2第2号及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月27日規則第119号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成16年3月19日規則第22号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月30日規則第127号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第2号)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(平成17年3月18日規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月1日規則第66号)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(平成17年6月17日規則第73号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(平成17年8月31日規則第86号)

この規則は、平成17年9月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中八雲町に係る部分並びに別表第2の改正規定中石狩市、新篠津村、厚田村、浜益村、森町、八雲町、熊石町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町及び白滝村に係る部分は同年10月1日から、別表第1の改正規定中阿寒町に係る部分並びに別表第2の改正規定中阿寒町及び音別町に係る部分は同月11日から施行する。

附 則(平成18年1月31日規則第3号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定(松前町、北斗市、上磯町及び大野町に係る部分に限る。)(中略) 平成18年2月1日
- (2) 第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定(幕別町及び忠類村に係る部分に限る。)

平成18年2月6日

(3) 第3条中建築基準法施行細則別表第1及び別表第2の改正規定（大滝村、伊達市及び日高町に係る部分に限る。）（中略）平成18年3月1日

(4) （前略）第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（端野町、留辺蘂町及び常呂町に係る部分に限る。）平成18年3月5日

(5) 第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（枝幸町及び歌登町に係る部分に限る。）平成18年3月20日

(6) （前略）第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（東藻琴村、女満別町、湧別町及び大空町に係る部分に限る。）（中略）平成18年3月31日

附 則（平成18年12月8日規則第155号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成19年6月19日規則第69号）

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

附 則（平成19年10月19日規則第103号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第19条の3の改正規定（同条第6号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月30日規則第108号）

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（同条第1号の改正規定及び同条第7号中「又は仮設建築物」の次に「（第4条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に該当するものに限る。）」を加える改正規定を除く。）及び附則第4項の規定は、平成19年11月30日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされている申請その他の行為でこの規則の施行の日において当該行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 4 支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年3月14日規則第10号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項の調査を開始した者に係る施行日以後における同項の規定による報告及び施行日前に同条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の検査を開始した者に係る施行日以後における法第12条第3項の規定による報告については、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第48号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月2日規則第83号）

この規則は、平成21年10月5日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙があ

る場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年 3 月31日規則第41号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成23年 5 月31日規則第31号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 5 月29日規則第63号）

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月31日規則第79号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第15条第1項若しくは第2項、第16条第2項又は第16条の2第1項の規定により平成28年中に行うこととなる建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「改正後の法」という。）第12条第1項又は第3項（これらの規定を改正後の法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、改正後の規則第15条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成29年3月31日までに行うものとする。この場合における改正後の規則第26条の規定の適用については、同条中「同日後最初に到来する第15条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項に規定する報告の時期の期間の末日」とあるのは、「平成29年3月31日」とする。

3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備に関する改正後の法第12条第3項の規定による報告に対する改正後の規則第16条第2項の規定の適用については、平成30年12月31日までの間は、同項中「毎年における次に」とあるのは「次に」と、同項第1号中「前回の報告の日（建築主が当該昇降機を新たに設置した場合における最初の報告（省令第6条第1項の規定により除かれた時期の直後のものをいう。））にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日）の属する月の2月前の月の1日から当該属する月の2月後の月（この月が報告すべき年の次の年に属することとなる場合にあつては、報告すべき年の12月）の末日」とあるのは「平成30年4月1日から同年12月31日」と、同項第2号中「4月1日から9月30日」とあるのは「平成30年4月1日から同年9月30日」とする。

別表第1（第17条関係）

多雪区域（総合振興局等の管内には市の区域を含むものとする。）
空知総合振興局管内の全域
石狩総合振興局管内のうち千歳市及び恵庭市を除く全域
後志総合振興局管内の全域
胆振総合振興局管内のうち伊達市（大滝区の区域に限る。）、豊浦町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域に限る。）

日高振興局管内のうち日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）
 渡島総合振興局管内のうち長万部町及び八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域を除く。）
 檜山振興局管内のうち奥尻町、今金町及びせたな町（大成区の区域を除く。）
 上川総合振興局管内の全域
 留萌振興局管内の全域
 宗谷総合振興局管内の全域
 オホーツク総合振興局管内の全域
 十勝総合振興局管内のうち本別町及び足寄町を除く全域
 釧路総合振興局管内のうち標茶町、弟子屈町及び鶴居村
 根室振興局管内のうち根室市を除く全域

全部改正〔平成22年規則45号〕

別表第2（第17条関係）

垂直積雪量 （単位センチメートル以上）	適用区域（総合振興局等の管内には市の区域を含むものとする。）
60	日高振興局管内のうち日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）及び平取町を除く全域
70	胆振総合振興局管内のうち登別市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、白老町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。） 日高振興局管内のうち平取町 渡島総合振興局管内のうち鹿部町及び森町（字砂原、字砂原原野、字砂原西及び字砂原東の区域に限る。） 釧路総合振興局管内のうち釧路町、厚岸町及び浜中町 根室振興局管内のうち根室市
80	石狩振興局管内のうち千歳市 胆振総合振興局管内のうち壮瞥町、厚真町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域を除く。） 十勝総合振興局管内のうち本別町及び足寄町 釧路総合振興局管内のうち白糠町
90	石狩振興局管内のうち恵庭市 胆振総合振興局管内のうち安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。） 渡島総合振興局管内のうち北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、森町（字砂原、字砂原原野、字砂原西及び字砂原東の区域を除く。）及び八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 檜山振興局管内のうち江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及びせたな町（大成区の区域に限る。）

100	<p>オホーツク総合振興局管内のうち網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、湧別町及び大空町十勝総合振興局管内のうち池田町、豊頃町、陸別町及び浦幌町 釧路総合振興局管内のうち標茶町、弟子屈町及び鶴居村 根室振興局管内のうち根室市を除く全域</p>
110	<p>空知総合振興局管内のうち由仁町及び栗山町 渡島総合振興局管内のうち八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域を除く。）及び長万部町 檜山振興局管内のうちせたな町（大成区の区域を除く。） 宗谷総合振興局管内のうち猿払村 十勝総合振興局管内のうち幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域を除く。）</p>
120	<p>空知総合振興局管内のうち芦別市 オホーツク総合振興局管内のうち遠軽町（生田原、生田原安国、生田原旭野、生田原水穂、生田原豊原、生田原清里、生田原岩戸、生田原伊吹及び生田原八重の区域に限る。）、興部町及び雄武町 十勝総合振興局管内のうち士幌町、上士幌町及び鹿追町</p>
130	<p>空知総合振興局管内のうち岩見沢市（栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町上幌、栗沢町茂世丑、栗沢町宮村、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町及び栗沢町西万字の区域に限る。）、南幌町及び長沼町 後志総合振興局管内のうち島牧村及び寿都町 胆振総合振興局管内のうち伊達市（大滝区優徳町、大滝区昭園町及び大滝区北湯沢温泉町の区域に限る。）、豊浦町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域に限る。） 日高振興局管内のうち日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。） 檜山振興局管内のうち奥尻町及び今金町 上川総合振興局管内のうち富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町及び剣淵町 留萌振興局管内のうち初山別村、遠別町及び天塩町 宗谷総合振興局管内のうち稚内市、浜頓別町、豊富町、礼文町及び幌延町</p>

	<p>オホーツク総合振興局管内のうち遠軽町（生田原、生田原安国、生田原旭野、生田原水穂、生田原豊原、生田原清里、生田原岩戸、生田原伊吹、生田原八重の区域を除く。）、滝上町及び西興部村</p> <p>十勝総合振興局管内のうち音更町、新得町、清水町、芽室町、更別村及び幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。)</p>
140	<p>石狩振興局管内のうち北広島市、石狩市（浜益区の区域を除く。）、当別町及び新篠津村</p> <p>後志総合振興局管内のうち共和町及び岩内町</p> <p>上川総合振興局管内のうち士別市（朝日町の区域を除く。）及び名寄市</p> <p>留萌振興局管内のうち苫前町及び羽幌町</p> <p>宗谷総合振興局管内のうち枝幸町（歌登の区域を除く。)</p>
150	<p>空知総合振興局管内のうち夕張市（丁未、錦、小松、富岡、福住、住初、高松、社光、本町、昭和、旭町、末広、鹿の谷、常盤、日吉、若菜、平和、千代田及び鹿島の区域を除く。)</p> <p>石狩振興局管内のうち石狩市（浜益区の区域に限る。)</p> <p>後志総合振興局管内のうち泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び余市町</p> <p>上川総合振興局管内のうち士別市（朝日町の区域に限る。）、愛別町、上川町及び下川町</p> <p>留萌振興局管内のうち留萌市、増毛町及び小平町</p> <p>宗谷総合振興局管内のうち利尻町及び利尻富士町</p> <p>十勝総合振興局管内のうち中札内村、大樹町及び広尾町</p>
160	<p>空知総合振興局管内のうち岩見沢市（栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町上幌、栗沢町茂世丑、栗沢町宮村、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町及び栗沢町西万字の区域を除く。）、美唄市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市（多度志、多度志南、湯内、宇摩、ウッカ、幌内及び鷹泊の区域を除く。）、奈井江町、上砂川町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町及び北竜町</p>
170	<p>空知総合振興局管内のうち夕張市（丁未、錦、小松、富岡、福住、住初、高松、社光、本町、昭和、旭町、末広、鹿の谷、常盤、日吉、若菜、平和、千代田及び鹿島の区域に限る。)</p> <p>胆振総合振興局管内のうち伊達市（大滝区愛地町、大滝区宮城町、大滝区清原町、大滝区清陵町、大滝区三階滝町、大滝区豊里町、大滝区本町、大滝区本郷町、大滝区上野町、大滝区大成町及び大滝区円山町の区域に限る。)</p> <p>上川総合振興局管内のうち占冠村及び中川町</p>

180	後志総合振興局管内のうち黒松内町及び蘭越町 上川総合振興局管内のうち美深町 宗谷総合振興局管内のうち中頓別町及び枝幸町（歌登の区域に限る。）
210	空知総合振興局管内のうち深川市（多度志、多度志南、湯内、宇摩、ウツカ、幌内及び鷹泊の区域に限る。）及び沼田町 後志総合振興局管内のうち赤井川村 上川総合振興局管内のうち音威子府村
230	後志総合振興局管内のうちニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町
250	上川総合振興局管内のうち幌加内町

全部改正〔平成12年規則289号〕、一部改正〔平成13年規則17号・14年119号・16年127号・17年15号・86号・18年3号・21年83号・22年45号〕

別表第3（第17条の2関係）

地域の区分	適用地域（総合振興局等の管内には市の区域を含むものとする。）
I	空知総合振興局管内の全域 石狩振興局管内の全域 後志総合振興局管内のうち島牧村及び寿都町を除く全域 胆振総合振興局管内の全域 日高振興局管内の全域 渡島総合振興局管内のうち松前町、福島町、知内町及び木古内町を除く全域 檜山振興局管内のうち奥尻町、今金町及びせたな町（瀬棚区の区域に限る。） 上川総合振興局管内の全域 留萌振興局管内の全域 宗谷総合振興局管内の全域 オホーツク総合振興局管内の全域 十勝総合振興局管内の全域 釧路総合振興局管内の全域 根室振興局管内の全域
II	後志総合振興局管内のうち島牧村及び寿都町 渡島総合振興局管内のうち松前町、福島町、知内町及び木古内町 檜山振興局管内のうち奥尻町、今金町及びせたな町（瀬棚区の区域に限る。） を除く全域

全部改正〔平成22年規則45号〕

別記第1号様式

（第10条、第19条、第19条の2関係）

全部改正〔平成5年規則46号〕、一部改正〔平成7年規則32号〕

別記第2号様式

（第10条、第19条、第24条の2関係）

全部改正〔平成17年規則73号〕

別記第3号様式

（第12条関係）

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成19年規則108号・22年45号〕

別記第4号様式

（第12条関係）

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成11年規則134号・19年108号・22年45号〕

別記第5号様式

（第12条関係）

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成19年規則108号・22年45号〕

別記第6号様式

(第13条関係)

全部改正〔平成21年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

別記第7号様式

(第14条関係)

一部改正〔昭和50年規則42号・63年107号〕

別記第8号様式及び別記第9号様式 削除

削除〔平成20年規則10号〕

別記第10号様式

(第18条関係)

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

全部改正〔平成11年規則60号〕

別記第10号様式の2

(第18条関係)

追加〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

別記第11号様式

(第19条の3関係) (A4)

全部改正〔平成11年規則134号〕、一部改正〔平成17年規則73号・22年17号・27年63号〕

別記第12号様式

(第20条関係)

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成17年規則73号・22年45号〕

別記第13号様式

(第22条関係)

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成19年規則69号〕

別記第14号様式

(第23条関係)

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成17年規則73号・22年45号〕

別記第14号の2様式

(第23条の2関係)

追加〔昭和53年規則24号〕、一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・7年32号・9年101号・11年60号・22年45号〕

別記第15号様式

(第24条関係)

全部改正〔平成11年規則60号〕、一部改正〔平成17年規則2号・66号・22年45号〕

別記第16号様式

(第24条関係)

追加〔平成14年規則119号〕、一部改正〔平成17年規則2号・66号〕